# 第4章 計画の推進

第1節 計画推進の考え方

第2節 点検・評価の体系と内容

第3節 重点プロジェクト

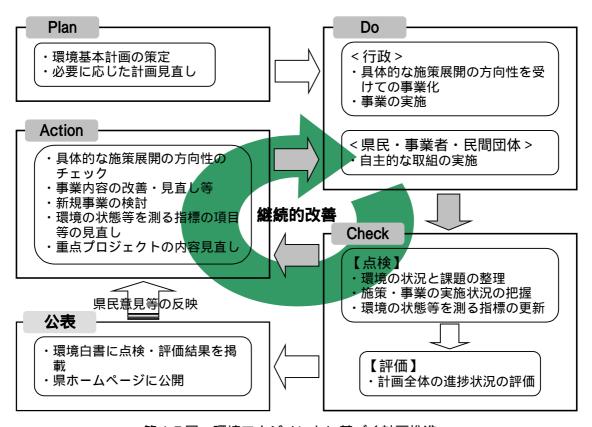
第4節 推進体制

第5節 計画推進上の課題

# 第1節 計画推進の考え方

計画の実効性を確保するためには、計画に掲げられた基本理念、基本目標の達成に向けた取組を総合的に点検・評価し、その結果を踏まえ、計画の適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このため、計画推進は、環境マネジメントの考え方に基づき、計画の策定・見直し(Plan) 各主体における事業・取組等の実施(Do) 事業実施状況等の点検・評価(Check) 事業内容 等の改善・見直し等(Action)という一連の手続きに沿って行います。



第47図 環境マネジメントに基づく計画推進

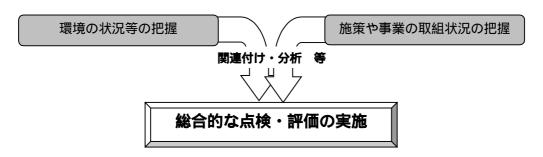
計画の点検・評価の結果については,県環境審議会に報告するとともに,ホームページ等を用いて広く県民等に公表し,意見・提言を求めます。

また,点検・評価結果を受けての計画の改善・見直し等は,個別具体的な施策・事業の改善・ 見直しにとどまらず,計画に掲げられた基本理念,基本目標の達成を図るための総合的な改善・ 見直しを行います。

# 第2節 点検・評価の体系と内容

### 1 点検・評価の体系

計画の点検・評価は,概ね次のような流れで実施します。



第48図 点検評価の流れ

#### 2 点検・評価のツールと点検・評価の内容

総合的な点検・評価を行うため,計画には次の2つの点検・評価のためのツールを設定します。 環境の状態等を測る指標

計画管理事業

#### (1) 環境の状態等を測る指標の点検

環境の状態等を測る指標は,毎年度の点検・評価において,現況値の把握を行い環境の状況を 客観的に把握するために設定するものです。

#### (2) 計画管理事業の点検

計画管理事業は,計画の対象となる個別具体的な施策・事業,対策,措置等のうち,計画推進上,重要な位置付けにあるものを指定するものです。

指定は,個別具体的な施策・事業,対策,措置等の実施内容等を勘案し,毎年度,行います。

#### (3) 点検を踏まえた評価の内容

環境の状態等を測る指標の推移と計画管理事業の実施状況との関連付けや分析等により、環境 基本計画の総合的な評価を行います。

総合的な評価の具体的な内容については、概ね次のとおりです。

- ・環境基本計画に掲げる基本理念・基本目標の達成に向けた施策展開の方向性の評価
- ・重点プロジェクト等具体的な事業内容の推進方向の提示(改善・見直し,新規事業の検討等)
- ・環境の状態等を測る指標等の見直し

#### (4) 点検・評価要綱の策定

客観性を確保しつつ実効性ある点検・評価を行うため、要綱の策定を行います。

# 第3節 重点プロジェクト

環境施策の中には,中長期的な視点から,着実に取り組むべき施策とともに,本県の環境の課題や政策の将来動向などを踏まえ,短期間に重点的・戦略的に取り組むべき施策もあります。

重点プロジェクトは,こうした観点から,複数の施策・事業等をパッケージ化して設定するもので,計画全体の推進を牽引する役割も担うものです。

毎年度,重点プロジェクトを構成する個別具体的な施策・事業,対策,措置等の実施状況等を 点検するとともに,その効果や社会経済の動向等を踏まえて見直しを行います。

プロジェクト 挑戦!地球温暖化防止

プロジェクト 増進!資源循環

プロジェクト 再生! 共生する瀬戸内海

プロジェクト 回復!健やかな水循環

プロジェクト 拡大!取組の環

プロジェクト 実現!環境と経済の両立

プロジェクト 実践!県の事務・事業のグリーン化

# プロジェクト 挑戦!地球温暖化防止

#### 【重点プロジェクトの背景・目的】

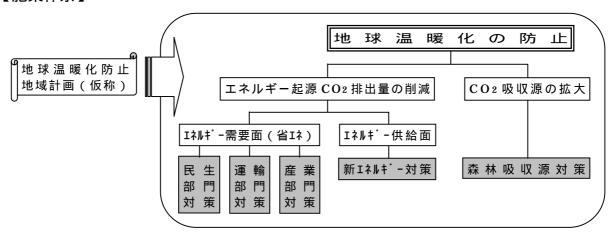
京都議定書の発効により,我が国は平成  $20 \sim 24$  (  $2008 \sim 2012$  ) 年の間に,平成 2 ( 1990 ) 年に比べて温室効果ガスを 6%削減する国際的な責務を負うことになりますが,我が国の平成 12 ( 2000 ) 年度における温室効果ガスの排出量は,基準年 ( 1990 年 ) に比べて 8%増加して おり,本県から排出される二酸化炭素も 5.7% ( 平成 11 年度現在 ) 増加するなど,京都議定 書の目標達成は厳しい状況にあります。

このため,産業・運輸・民生の各部門の置かれた状況を踏まえつつ,温室効果ガスの排出量の削減と吸収源の確保の両面から,すべての主体の具体的な取組を促進し,京都議定書の目標達成に挑戦します。

## 【重点プロジェクトの目標】

平成 14 年 3 月に国が策定した「地球温暖化対策推進大綱」で定める「第 2 ステップ」期間(平成 17~19 年)に向け、対策の基礎となるビジョンや仕組みを構築するとともに、直接温室効果ガスの削減につながる技術等の導入促進に可能なところから取り組みます。

#### 【施策体系】



## 【施策内容・スケジュール】

## 基本施策等の推進

県民・事業者・行政等の各主体が総合的に温室効果ガスの削減対策に取り組むため,温室効果ガスの削減目標を盛込んだマスタープランとなる「広島県地球温暖化防止地域計画(仮称)」を策定します。

すべての主体の取組を促すため、地球温暖化問題に対する理解や一人ひとりに求められる 行動などについて、「広島県地球温暖化防止活動推進センター」等と連携した普及啓発活動 を推進します。

温室効果ガスの排出状況によっては,今後,一層厳しい排出抑制措置が導入されることが 予想されるため,国や他の自治体の施策動向等を把握し,適切に対応していきます。

中容	展開スケジュール				
内 容	H 1 5	H 1 6	H 1 7 ~		
「広島県地球温暖化防止地域計画(仮称)」の策定 普及・啓発活動	策 定 <b>→</b> 温室効果ガス	実 施 の排出状況等	を踏まえ,充実・強化▶		

エネルギー起源 CO2 排出量の削減

- 1 省エネルギー対策
- (1) 産業・運輸・民生業務部門

産業・運輸・民生業務部門においては、「公害防止条例」の改正により、一定規模以上の エネルギーや自動車を使用する事業者が自主的な取組を行う仕組みづくりを行います。

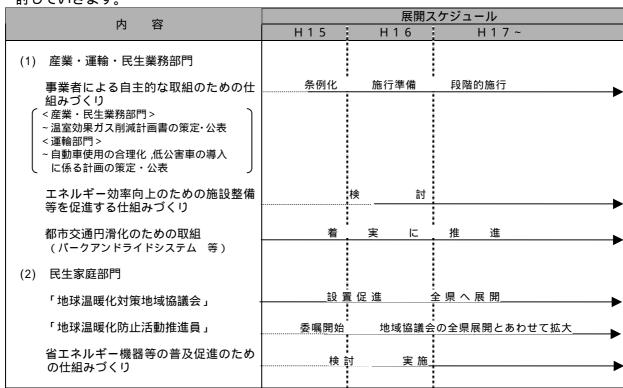
エネルギー効率向上のための施設整備等を一層促進するための仕組みづくりを検討していきます。

交通渋滞に起因する環境負荷の低減を図るため、都市交通円滑化に取り組みます。

#### (2) 民生家庭部門

市町村と連携し、「地球温暖化対策地域協議会」や「地球温暖化防止活動推進員」などの制度を活用した、各地域におけるきめ細かく効率的な取組を推進するための草の根の体制づくりを促進します。

家庭用電圧最適制御装置などの省エネルギー機器等の普及促進に向けた仕組みづくりを検討していきます。



### 2 新エネルギー対策

自然エネルギー,バイオマスエネルギーなど,化石燃料に替わる環境負荷の少ないエネルギーの導入拡大に向けたマスタープランとなる「広島県グリーンエネルギービジョン(仮称)」を策定します。

実用化段階にある各種の地球温暖化防止対策技術を活用し,グリーンエネルギーの導入拡大に向けた仕組みづくりについて検討していきます。

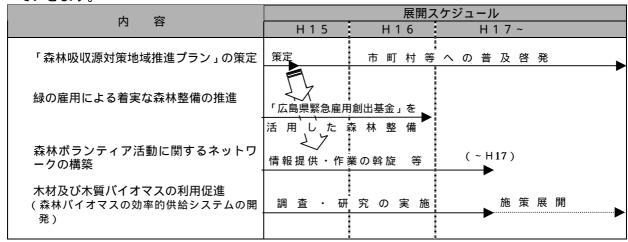
内 容	展開スケジュール			
	H 1 5	H 1 6	H 1 7 ~	
「広島県グリーンエネルギービジョン ( 仮 称 )」の策定	策	定	実施	
グリーンエネルギーの導入拡大に向けた 仕組みづくり	検討(経済	=	的手法 など)	

#### 森林吸収源対策

吸収源として算入されない管理不十分な森林が集中する区域を対象として,公的な関与策を強化することにより,適切な森林整備を推進し,「人為活動」の及ぶ範囲の拡大を図るため,国等の支援策を積極的に活用しながら管理不十分な森林を重点的に整備するための5ヵ年の行動計画となる「森林吸収源対策地域推進プラン」を策定します。

「広島県緊急雇用創出基金」を活用した森林整備を推進するとともに,民間団体等が実施する森林ボランティア活動に関して,情報提供や作業の斡旋等により支援を行います。

木材及び木質バイオマスの利用を拡大し,吸収源の拡大につなげていくための検討を行っていきます。



# プロジェクト 増進!資源循環

### 【重点プロジェクトの背景・目的】

平成 12 年度における本県の産業廃棄物の排出量は 1,433 万トンで ,うち再生利用量は 927 万トンであり , リサイクル率は 64.7%となっています。

リサイクル率は,全国平均(45%)を大きく上回っているものの,再生利用量のうち約7割は,鉄鋼業が盛んな本県の状況を反映して,鉱さいが占めており,鉱さい以外の廃棄物については,リサイクルの取組は十分とはいえない状況にあります。

最終処分場の残余容量が逼迫する一方,新たな処分場の建設も困難な状況にあることから, 鉱さい以外の廃棄物について,さらにリサイクルを進めていく必要があります。

## 【重点プロジェクトの目標】

事業者が行うリサイクル技術の研究開発や施設整備に対して支援を行い,廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクルを推進します。

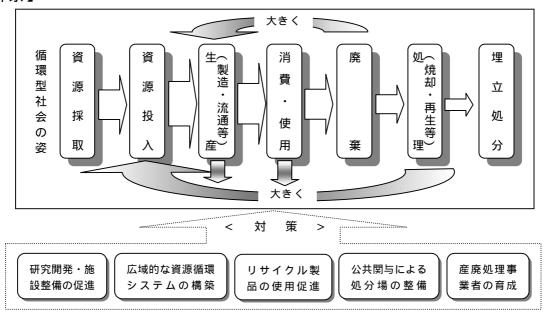
リサイクルが可能ながら,十分に活用されていない産業廃棄物について,県内全域にわた る広域的かつ効率的な資源循環システムを構築します。

県内で発生した廃棄物を、できる限り県内で再生利用する地域完結型の循環型社会を構築するため、資源循環型製品の使用促進を図ります。

リサイクルを推進しても,なお排出される廃棄物については適正に処分する必要があるため,民間の埋立処分場を補完し,公共関与による最終処分場の整備を進めます。

循環型社会構築に当たり,産業廃棄物処理業者が果たす役割は重要となっています。優良な処理業者が市場で優位に立てる「産業廃棄物分野の構造改革」を推進し,適正な処理を確実に実施する能力を有する処理業者の育成を図ります。

### 【施策体系】



# 【施策内容・スケジュール】

リサイクルの推進

1 リサイクル関連の研究開発・施設整備に対する支援

事業者が行うリサイクル技術の研究開発や施設整備に対して支援を行い,廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクルを推進します。

内 容	展開スケジュール			
	H 1 5	H 1 6	H 1 7 ~	
研究開発支援 (即効性が高いと見込まれる研究開発を対象) 施設整備支援 (技術の優位性・先導性・波及効果・県内埋立 量の減量効果が高い施設の整備を対象)	制 度制 度	創 設 支 創 設 支	援	

# 2 広域的な資源循環システムの構築

産業廃棄物の発生特性やリサイクル施設の立地状況等をもとに,県内全域にわたる広域的かつ効率的な資源循環システムを構築します。

がラ効率的な負標値域ノステムを備来しよう。					
内容	展開スケジュール				
2000年	H 1 5	H 1 6	H 1 7 ~		
再生利用が進んでいない産業廃棄物の 広域収集や中間処理体制の確立 木くず・有機汚泥 無機汚泥	検討 建設汚泥を対象 としたリサイク		ム構築に向けた調整 等 ┣ - ム構築に向けた調整 等		
その他	ル促進計画策定	無機汚泥全般 トについて検討	システム構築に向けた調整 等 その他の廃棄物について検討		

#### 3 リサイクル製品等の使用促進

県内で発生した廃棄物を使用したリサイクル製品を登録・情報提供し,利用者の選択機会の拡充・充実に努めるなど,資源循環型の製品の使用促進について検討を進めます。

内 容	展開スケジュール			
	H 1 5	H 1 6	H 1 7 ~	
リサイクル製品の登録制度の創設 利用者の選択機会の拡充・充実	登録基準 設定 申請	受理・登録・製品	青報公開	•

## 廃棄物の適正処理の推進

### 1 公共関与による産業廃棄物処分場の整備

廃棄物処理施設の設置をめぐる紛争の多発や規制強化により、廃棄物最終処分場の確保はますます困難な状況にある中、適正処理を確保するため、公共関与による産業廃棄物処分場の整備を推進します。

中 穷	展開スケジュール				
内 容	H 1 5	H 1 6	H 1 7 ~		
公共関与による産業廃棄物最終処分場の					
整備の推進(出島地区)					

## 2 産業廃棄物処理業者の育成

産業廃棄物処理業者の許可内容,法令遵守状況などの情報公開を行い,優良な処理業者が市場で優位に立てる環境づくりを推進することにより,適正な処理を確実に実施する能力を有する処理業者の育成を図ります。

日する処理来自の自然で回りよう。				
内 容	展開スケジュール			
内容	H 1 5	H 1 6	H 1 7 ~	
県内全処理業者の事業内容・環境関連情報 .	システム作成	・実施		
の公開				
処理業者の処理施設運転管理状況の公開	システム作成	・実施	<b>-</b>	
その他処理業者育成のための仕組みづく		検討・	実施	
0				

# プロジェクト 再生!共生する瀬戸内海

## 【重点プロジェクトの背景・目的】

高度経済成長期には,工場排水や生活排水などにより汚れてしまった瀬戸内海の環境は, これまでの規制的措置により,危機的な状況は脱したものの,近年の改善は横ばいの状況に あります。

また,藻場,干潟,自然海岸等の貴重な自然環境は,これまでの開発等により減少してきました。

今後は,自然再生推進法の成立の動きにも見られるように,多様な主体との連携により, 残された自然を保全するとともに,失われた良好な環境の修復や,生物と人が共生できる環 境の創造が求められています。

瀬戸内海の環境保全・創造のためには、「広島県瀬戸内環境保全・創造プラン」で明らかにした、県民、事業者、行政の各主体間の適切な役割分担と相互の連携のもとで推進していくことが不可欠です。

また,行政が果たすべき役割に基づく施策を,平成14年7月に変更した「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」において体系化しており,これらの施策を総合的に推進していく必要があります。

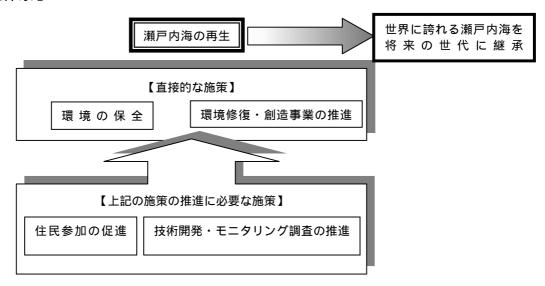
「広島県瀬戸内環境保全・創造プラン」及び「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」 に基づき、本県が世界に誇れる貴重な財産である瀬戸内海の再生に取り組みます。

# 【重点プロジェクトの目標】

瀬戸内海の環境保全のため,水質保全対策や適正な海域利用の促進を図ります。また,失われた環境をできる限り取り戻し,次代に継承していくため,藻場・干潟造成などの環境修復・創造事業を推進します。

また、これらの円滑かつ着実な推進を図るため、瀬戸内海の環境に対する理解促進や自主的取組への参加の拡大、さらに瀬戸内海のメカニズム解明や環境修復を進めるための調査研究等を推進します。

#### 【施策体系】



# 【施策内容・スケジュール】

## 1 環境の保全

貴重な自然環境等の保全や海域利用の適正化を図ります。

負重な自然環境もの体主や海域利用の過圧化を囚りよう。					
内 容	展開スケジュール				
P) 台	H 1 5	H 1 6	H 1 7 ~		
M = 16 1.55 (M = 10 to 2 to					
第 5 次水質総量規制の実施 ・水質環境改善のための汚濁負荷量 の削減(COD,窒素,りんが対象)					
計画的な下水処理施設の整備 ・広島県流域下水道事業 (太田川・芦田川・沼田川)		<b></b>	計画的な下水処理施設の整備		
プレジャーボートの保管係留の 適正化及び係留保管施設の整備 ・福山港ー文字地区ボートパーク整					
備	測量,設計		浚渫,係留杭整備		
・広島港吉島地区ボートパーク整備 	PFI の検討				

# 2 環境修復・創造事業の推進

海域環境の修復や生物の生息環境の維持・回復,自然と人とのふれあいの場の確保等を図ります。

展開スケジュール				
H 1 5	H 1 6	H 1 7 ~		
護岸改良等		•		
		· · ·		
	調査設計	事業化		
		H 1 5 H 1 6		

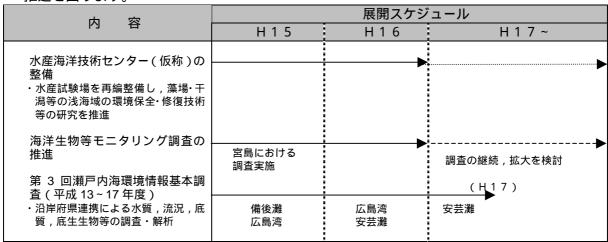
# 3 住民参加の促進

環境に対する認識を深め,自主的な行動を促進していくための環境学習・環境教育や住民 参加の促進を図ります。

内 容	展開スケジュール			
	H 1 5	H 1 6	H 1 7 ~	
せとうち海援隊の活動促進 ・海浜清掃や生物調査を行う団体を 「せとうち海援隊」として認定し, その活動に対し支援	参加団体の拡大		•	

### 4 技術開発・モニタリング調査の推進

海域環境の修復・創造のための技術開発や自然環境,生態系に関するモニタリング調査の 推進を図ります。



# プロジェクト 回復!健やかな水循環

### 【重点プロジェクトの背景・目的】

水は,人為的な循環と自然の循環が有機的に結びつき,蒸発・降水・浸透・貯留・流下・ 海への流入という過程を繰り返す中で浄化されています。

戦後,都市への急激な人口・産業の集中と過疎化の進行,産業構造の変化などの社会経済の変化を背景として水循環が急激に変化したことにより,河川流量の減少,湧水の枯渇,水質汚濁,生態系への悪影響などの諸問題が生じています。

こうした問題の解決を図るためには、それぞれの地点における環境の質を判断し、汚濁負荷の低減を通じて環境の保全を図る「場の視点」からの取組と併せ、水循環に着目した「流れの視点」からの取組が不可欠です。

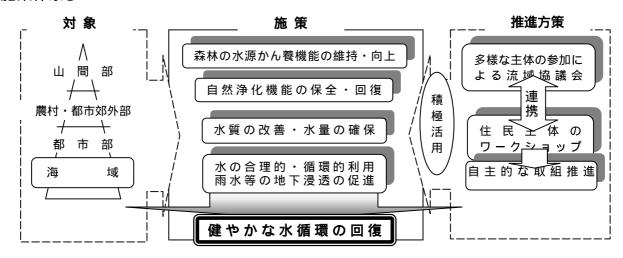
一方,県内の多くの河川は県内に源を発して瀬戸内海に注いでおり,河川の起点から終点までを一体的に捉えた施策の展開を図ることが可能です。

このため,健やかな水循環を回復する上での課題を明らかにし,県民が直接参加する取組 や森林や農地の保全,河川の整備等の各種公共事業を通じて健やかな水循環の回復を進めま す。

## 【重点プロジェクトの目標】

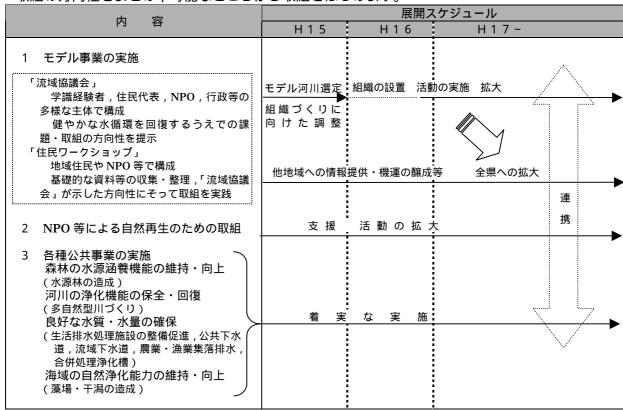
水循環の現状と問題点を把握するとともに、健全な水循環の回復に向けた具体的な取組を検討し実施していくための多様な主体の参加による組織づくりを県内全域へ展開するなど、健全な水循環の回復に向けた取組を推進していくための基礎づくりを行います。

#### 【施策体系】



### 【施策内容・スケジュール】

学識経験者,住民代表,NPO,行政等で構成する「流域協議会」や,地域住民,NPO等で構成する「住民ワークショップ」設置を促進し,健やかな水循環を回復するための課題や取組の方向性をまとめ,可能なところから取組をはじめます。



# プロジェクト 拡大! 取組の環

## 【重点プロジェクトの背景・目的】

廃棄物問題や地球温暖化など深刻化,多様化する今日の環境問題の多くが,県民の日常生活や事業者等の通常活動から生じており,その解決には,あらゆる主体が環境保全の重要性に関する知識・理解を深めることに加え,問題解決能力を育成し,さらに持続可能な社会の実現を目指す具体的な行動や実践活動に取り組んでいくことが必要です。

近年,民間団体,事業者,行政などの各主体が環境教育・環境学習に関する様々な施策を展開する中で,体験的な学習の場が拡大し,自ら進んで環境によいことをしようとする機運が広がりを見せ始めていますが,まだ一部にとどまっており活動を担う人々の数も十分な状況ではありません。

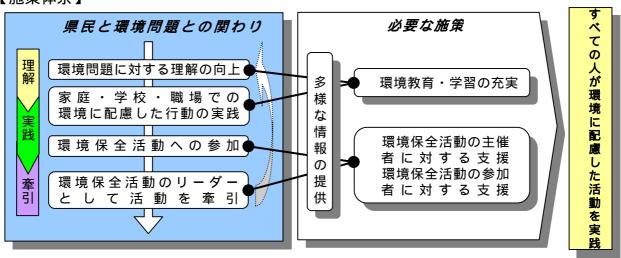
このため,これまで広島県環境学習基本方針に基づいて実施してきた環境教育・環境学習の一層の充実を図るとともに,専門性を備えた人材の育成や NPO 本来の特性を活かした自主的な活動を様々な面から支援するなど,より多くの県民の実践を促す施策の展開が求められています。

#### 【重点プロジェクトの目標】

行政や事業者,NPO等が連携して環境教育・環境学習の一層の充実を図ります。 意欲や専門性を備えた多様な人材の育成を行うとともに,活動の場の拡大を促進します。 NPO等の自主的な活動を支援して環境保全活動を活性化し,県民等の学習の場や活動への 参加機会の拡大を促進します。

あらゆる主体(県民,事業者,行政,NPO等)の連携により,環境保全活動を活性化し継続して推進できる仕組みづくりを促進します。

#### 【施策体系】



### 【施策内容・スケジュール】

#### 1 多様な情報の提供

身近な環境に関するデータをはじめ,家庭や職場でできる具体的な実践事例,環境教育・環境学習に関する指導者や行事等の情報,環境保全活動に関する情報など,環境に関する情報等を,関係部局や各主体と連携を図りながら,環境局のホームページを活用して総合的に提供していきます。

県民等に対して効果的な普及啓発を行うため、マスメディアを活用して 6 月の環境月間等の趣旨を広く PR する広報事業を、マスコミ等と協働して実施します。

中一家	展開スケジュール				
内容	H 1 5	H 1 6	H17~		
県環境ホームページの充実		報を総合的		-	
普及啓発のための広報の推進	環境月間等	等にテレビ広	報等を実施	-	

### 2 環境教育・環境学習の充実

#### (1) 環境保全活動の活性化に向けた基本方針の充実(環境学習基本方針の改正)

県の公害防止条例の改正,学校への総合的な学習の時間の導入,多様な環境問題への対応, 国等の環境保全活動の支援や環境学習の推進に向けた法整備の動向等を勘案しながら,環境 保全活動の活性化に向けて,環境学習基本方針の改正について検討します。

<b>山</b> 京	展開スケジュール			
内容	H 1 5	H 1 6	H 1 7 ~	
「広島県環境学習基本方針」の改正	動向把握・改 正方針の検討	改正	実施	

# (2) 「総合的な学習の時間」などでの環境教育の推進

学校教育においては,人の活動と環境の関わりや環境問題についての正しい認識に立ち, 自らの責任ある行動をもって,環境の保全・創造に主体的に取り組むことができる人の育成 を目指し,環境教育の推進を図ります。

 ender / www.					
ф <b>2</b>	展開スケジュール				
内。容	H 1 5	H 1 6	H17~		
「総合的な学習の時間」などにおける環境教育の状態	推	<u>.</u> . 進			
の推進					

### (3) 多様な人材の育成

県民等の自主的な活動に対して、適切な指導、助言を行うことができる専門性を備えた指導者の育成を、専門機関等と連携しながら、アドバイザーのレベルアップとあわせて実施していきます。

<b>中</b>	展開スケジュール		
内 容	H 1 5	H 1 6	H 1 7 ~
産官学民の協働による専門的な人材育成 〔専門育成機関の設置〕	他 県 等 の 状況調査等 ▶	専門機関等 の 準 備 ▶	専門機関の設置 ・ 本格実施

#### (4) 環境教育・環境学習拠点機能の充実・強化

豊かな自然環境に恵まれ、宿泊・研修施設を備えた県立の野外レクリエーション施設や、びんごエコタウン構想における環境教育・環境学習の拠点としての機能の充実・強化を図ります。

	展開スケジュール				
内容	H 1 5	H 1 6	H17~		
野外レクリエーション施設 (県民の森,もみのき森林公園,県民の浜,中央森林 <sup>-</sup> 公園)	設備等の動	整備内容等の材	<u>食討 順次整備</u>	-	
びんごエコタウン中核拠点(福山市箕沖地区)	地元市	<u>町 村 の 取</u>	・ <u>  組 を 支 援</u> 		

#### 3 自主的な環境保全活動に対する支援

地域での自主的な活動において重要な役割を担う NPO に対して,本来の特性を活かした活動が促進されるようまず財政的支援からサポートし,市町村との連携強化も推進しながら地域での環境保全活動を活発化させていきます。

また,小・中学生の自主的な活動の促進として,こどもエコクラブへの参加者の増加を目指して,サポーターの研修会やクラブの交流会を開催していきます。

事業者への環境マネジメントシステムの導入を促進し,環境に関する社員研修が要求事項となっているこのシステムを導入する事業者が増えることにより,職場における環境教育・環境学習を推進していきます。

環境保全に向けた自主的な県民運動を推進する「環境にやさしいひろしま県民会議」や県内の企業・団体で構成する「ひろしま地球環境フォーラム」との連携強化を図り、県民の自主的な環境保全活動をより積極的に支援していきます。

内容	展開スケジュール			
	H 1 5	H 1 6	H 1 7 ~	
地域での自主的な活動に対する支援	NPO への助成	, 活動の活性化	NPO活動の継続	_
(「環の応援団」支援事業)				
こどもエコクラブの活動支援	_サボータ- 	- 研修会・氵 :	舌 動 交 流 会 の 開 催 :	-
環境マネジメントシステムの導入促進	_セミナー開催・	' ガイドブック作品	・ 成,導入と社員研修の推進	-
せとうち海援隊の活動促進	_参 加 団 体	: <u>の拡大</u>		

# プロジェクト 実現!環境と経済の両立

## 【重点プロジェクトの背景・目的】

環境問題に対する住民意識の高揚を背景として,事業者等の事業活動においても,環境負荷の低減を図るとともに,環境保全活動に関する情報を提供し,住民との適切なコミュニケーションを確保することが,競争力を維持・向上するうえで重要になってきています。

また,地球環境問題や廃棄物問題などの新たな環境制約・資源制約が顕在化する中で,産業活動を通じて,環境保全に資する製品やサービス(エコプロダクツ)を提供したり,社会経済活動を環境配慮型のものに変えていく上で役に立つ技術やシステム等を提供しようとするエコビジネスは,私たちのライフスタイルを転換し,経済社会構造をグリーン化する可能性を開くと同時に,市場や雇用の拡大を図り,低迷している経済の活性化に寄与するものです。

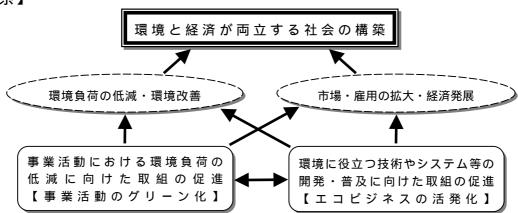
このため、県内事業者の活動における環境負荷の低減に向けた取組を積極的に促すとともに、エコビジネスの活発化を推進します。

#### 【重点プロジェクトの目標】

県内事業者等における環境マネジメントシステム(ISO14001 等)の導入を一層促進するとともに、環境報告書の公開等による環境コミュニケーションの活発化を図るなど、事業活動のグリーン化を促進します。

また,「広島県環境関連産業創出推進協議会」の活動や「びんごエコタウン構想」の実現に向けた取組等を通じ,エコビジネスの一層の活発化を促進します。

#### 【施策体系】



### 【施策内容・スケジュール】

- 1 事業活動のグリーン化
- (1) 環境マネジメントシステムの導入促進

「ひろしま地球環境フォーラム」等と連携し、セミナーの開催、ガイドブックの作成等により、県内事業者における ISO14001 の導入促進を図ります。

ISO よりも取得・維持に要する負担が小さく、簡易なプロセスで取得できる環境マネジメントシステムについて、国での検討状況等を踏まえ、普及を検討していきます。

中 京	展開スケジュール			
内 容	H 1 5	H 1 6	H 1 7 ~	
ISO14001 の導入促進	事	業実施 抜	太大	
( セミナーの開催,ガイドブックの作成,認 ) 証取得費用に対する支援 等				
簡易版環境マネジメントシステムの普及 促進	シフ	ステムの検討 普及	促進	

# (2) 環境コミュニケーションの活発化

環境会計の導入,環境報告書の作成・公表等による事業者と住民との環境コミュニケーションの活発化を促進するための情報提供や研修会の開催を推進していきます。

内容		展開ス	<b>、ケジュール</b>	
内 容	H 1 5	H 1 6	H 1 7 ~	
環境コミュニケーションの活発化のため				
の情報提供,研修会の開催				

# 2 エコビジネスの活発化

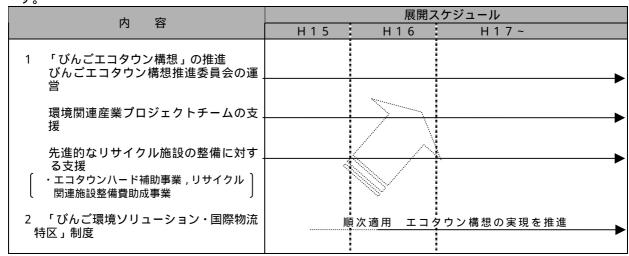
(1) 「環境関連産業創出プログラム」の具体化

「環境関連産業創出プログラム」に基づき,エコビジネスの活発化に向けた取組を促進します。

_ まり。			
内容		展開ス	スケジュール
	H 1 5	H 1 6	H17~
1 産学官の連携と交流による「環境関連産業制出プログラム」の具体化		関連産業創出推進 ・ニーズのマッチ	! 協議会」の運営 ▶ ング等コーディネート活動)
2 モデル事業の実施 「【重点テーマ】	計画	i的・段階的な実施	
・クリーンエネルギー ・地域特性とリンクした3R製品 ・海洋浄化	先進的モデル事	業を立ち上げ,他々	への波及とエコビジネスの拡大を図る
3 技術開発から販路開拓までの総合的な 支援			
技術開発・実用化(設備投資・製品化等) に対する支援 ・ひろしま産業創生研究補助金 ・ベンチャー企業支援補助金 ・地域新生コンソーシアム研究開発事業 等			•
販路開拓 ・見本市等への出展 ・優れた環境配慮製品の認定(登録)制度 ・環境配慮製品の率先調達 等		事業実施 拡ス	*

#### (2) 「びんごエコタウン構想」の実現に向けた取組の推進

循環型経済拠点である「びんごエコタウン構想」の実現に向けた取組を加速させていきます。



## (3) 県立の試験研究機関における技術開発の推進

「広島県研究開発推進会議」がまとめた県立試験研究機関の研究開発のあり方に関する中間報告(平成 14 年 11 月)で示された環境に関連する 2 分野・4 プログラム・9 プロジェクトの具体化につながる研究開発を重点的に推進し,エコビジネスの活発化に貢献していきます。

内 容	展開スケジュール		
M 台	H 1 5	H 1 6	H 1 7 ~
環境分野 循環工学プログラム 3 R 基盤技術開発プロジェクト 有機性資源循環利用推進プロジェクト 水圏環境創造プログラム 水圏環境保全・修復プロジェクト 省エネ型汚水浄化システム開発プロジェクト 電境保全機能高度化プログラム 自然共生型社会環境構築ブロジェクト 高機能土地利用技術開発プロジェクト 生活環境等改善技術開発プロジェクト エネルギー分野 新エネルギー技術プログラム 廃棄物等エネルギー利用技術開発プロジェクト 燃料電池開発とその利用技術開発プロジェクト	研究	開発 技術移転	•

# プロジェクト 実践!県の事務・事業のグリーン化

## 【重点プロジェクトの背景・目的】

今日の環境問題を解決していくためには,あらゆる主体がそれぞれの活動において,環境への配慮を進めていくことが必要です。

県は,行政の主体としての役割を担うと同時に,事業者・消費者としての性格も併せ持っており,自らの事務・事業を遂行していく上では,県民や事業者の皆さんの環境配慮の取組を促進するためにも,環境への配慮を進めていかなければなりません。

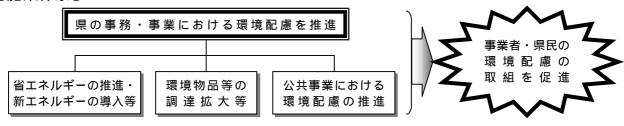
このため,県が実施する事務や事業から生じる環境負荷の低減を図るための取組を率先して実践していきます。

# 【重点プロジェクトとしての目標】

県施設の省エネ改修や新エネルギーの導入により「広島県地球温暖化対策実行計画」の目標達成に向け、県施設等のグリーン化、環境物品等の調達の拡大を図るとともに、県民や事業者への波及を加速させていきます。

また,県の公共事業等において環境配慮を徹底する仕組みを構築するとともに,市町村等への波及を促していきます。

#### 【施策体系】



### 【施策内容・スケジュール】

1 省エネルギーの推進,新エネルギーの導入等



# 2 環境物品等の調達拡大等

内容		展開ス	スケジュール	
	H 1 5	H 1 6	H17~	
広島県グリーン購入方針の推進	対 象	品目等(	の 拡 大	
環境物品等の調達の県民・事業者等への波 及	仕組みづ	くりの検言	村 制度化	<b></b>

# 3 公共事業等における環境配慮の推進

内 容	展開スケジュール		
	H 1 5	H 1 6	H 1 7 ~
県の公共事業における環境配慮を徹底す	試行	本格	実施
る仕組みの構築・運用	<u>環境配慮ガイ</u> <u>ド ラ イ ン</u> 整 備		
環境配慮を徹底する仕組みの市町村等へ の波及		情報	提供・仕組みづくり推進▶

環境配慮を検討するためのマニュアル

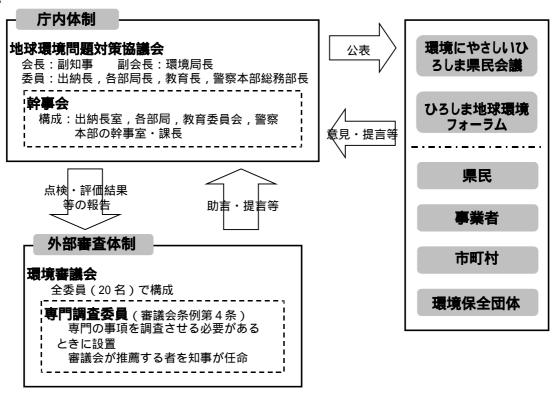
# 第4節 推進体制

計画に掲げられた基本目標を実現するためには、常に県民、事業者等との緊密な相互連携並びに施策・事業等の調整等を図りながら、各施策・事業を総合的かつ計画的に推進していくことが重要です。

このため,計画の点検・評価のための要綱を策定するとともに,平成3年9月に設置された「地球環境問題対策協議会」(会長:副知事)において,庁内の各種計画や施策・事業との調整・連携を図るなどして,計画を総合的に推進していきます。

計画の点検・評価結果等については,「広島県環境審議会」に報告し,助言・提言等を受けるとともに,ホームページ等で公表することにより,県民,事業者等からの意見・提言等を適宜,反映させていきます。

また,地球にやさしい地域づくりに取り組むために設置された県民組織である「環境にやさしいひろしま県民会議」等との連携強化も図り,庁内外が一体となった,計画の適正な運用に努めます。



第49図 計画推進体制

## 第5節 計画推進上の課題

本計画の推進においては、環境マネジメントの考え方に基づき、点検・評価を実施していきますが、この計画推進の仕組みそのものについてもまだ発展途上な段階にあります。このことから、計画推進の仕組みについても、毎年度の点検・評価及び財政状況の趨勢や社会情勢の変化等に応じて、随時、改善・見直しを行っていくものとします。